

令和7年9月12日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

産業建設委員会
委員長 浅井 宏昭

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 今後の所管事務調査について
(3) 閉会中の所管事務等の調査について
(4) その他
- 2 調査の経過 9月12日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務の調査を行った。
所管事務調査については、スキー場組織編制協議会の最終報告について執行部から説明を受け質疑を行った。また、行政視察について委員長から委員に報告があった。
今後の所管事務調査について、第6期後期委員会からの申し送り事項を確認し、調査したい案件を委員長へ申し出ることとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入除雪機械の性能試験結果について、執行部から説明を受け質疑を行った。
第三次魚沼市総合計画(案)について、9月19日までに意見等を委員長へ提出することとした。
プレミアム付商品券事業に関するアンケート調査報告書について、事務処理誤りについて及び賃料等請求調停事件(須原スキー場賃貸借契約)に係る経過報告について、執行部から説明を受け質疑を行った。
今年度の議員研修について及び新年度予算について、要望事項を9月末までに委員長に申し出ることとした。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 87 号 魚沼市にぎわい創造拠点条例の制定について
- (2) 議案第 88 号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (3) 議案第 89 号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正について

2 調査事件

(4) 所管事務調査

① スキー場組織編制協議会の最終報告について

② 行政視察について

(5) 今後の所管事務調査について

(6) 閉会中の所管事務等の調査について

(7) その他

① 性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入除雪機械の性能試験結果について

② その他

- ・ 第三次魚沼市総合計画（案）について
- ・ プレミアム付商品券事業に関するアンケート調査報告書について
- ・ 事務処理誤りについて
- ・ 賃料等請求調停事件（須原スキー場賃貸借契約）に係る経過報告について
- ・ 今年度の議員研修について及び新年度予算について

3 日 時 令和 7 年 9 月 12 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 関 武雄、浅井宏昭、遠藤徳一、関矢孝夫、本田 篤、志田 貢

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、小島ガス水道局長、鈴木産業経済部副部長（観光課長）、星建設課長、小幡商工課長、山田業務課長

8 書 記 坂大議会事務局長、柊澤議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

浅井委員長　それでは定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 87 号　魚沼市にぎわい創造拠点条例の制定について

浅井委員長　日程第 1、議案第 87 号　魚沼市にぎわい創造拠点条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明がありますので、産業経済部副部長から説明をさせていただきます。

鈴木産業経済部副部長　先般の本会議において、当該条例の制定につきまして補足説明をさせていただいたところでありますが、1 か所、貸しスペースの考え方の位置につきまして補足をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。フォルダは、0010 の議案のフォルダ、33 ページをお開きいただきたいと思います。

本会議において補足説明をした際の別表の中で、貸し出すスペースの、この表であります「催事・フリースペース」につきまして、A 面・B 面という表記をさせてもらっておりますが、A 面・B 面というのはどの位置を指すのかについて、補足をさせていただければと思います。

シートは別になりまして、0100 の概略図をお開きいただければと思います。そちらのほうで、A エリア・B エリアにつきまして図示をさせていただいておりますので、条例上の別表の A 面・B 面につきましては、この補足の表をもって A と B の位置につきまして御理解をいただければと思います。以上であります。

浅井委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　7 月の委員会のときに説明をいただいたんですけども、私が失念しておりました、質疑しなかったので大変申し訳ないんですけども、にぎわい館の開館時間ですけども、10 時から 21 時までと設定をされています。なぜ 10 時にしたのか、その辺の根拠をお聞かせください。

鈴木産業経済部副部長　開館時間、併せまして閉館時間、曜日等につきましても、いろいろ内部で議論をしてきたところであります。当面、条例にあります午前 10 時としたところの経緯につきましては、現在商工課で、隣接しています「はこいで」という取組を今実証店舗として行っているところであります。そちらの開館時間は 10 時半となっておりますが、実際の小出のアーケード街の動き等々、地域の人、そこを運営している合同会社の皆さんの意見も聞きながら、人の流れとしては 10 時が妥当であろうということで設定をさせてもらったところであります。

補足になりますけれども、条例の第 3 項では、10 時以前に御利用いただける方がいるならば、その前の時間での開館というのも当然柔軟に対応していきたいと思っておりますが、まずは基本となる時間としましては、午前 10 時に設定をさせてもらったところであります。

時間の中では、小出駅の部分も当然視野に入れた時間帯は開けたいということで時間を考え、小出駅着 10 時 41 分の只見線であったり、逆に閉館時間につきましては午後 7 時 30 分台の上越線の上下線というところの時間帯までは何とか施設を開けて盛り上げていきたいと思います。というような設定でございます。

関矢委員　説明は分かりました。この施設を使う催し物等は、市長の許可を得れば早めるこ

とができるかと思います。それはそれでいいんですけれども、同じような地域の中で、ここいらの開館時間が朝9時からになっています。図書館は7時に閉まりますけれども、会議室は10時まで開いています。そうすると、ここいらもフリースペース等があって9時から開いているわけですが、にぎわい館も同じような使い方をされる方もおられるかと思います。その辺は、できれば統一をしたほうがよかったのではないかなと私は思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

鈴木産業経済部副部長　当然、これから人の流れをつくっていきましょうということであります。ここいらの今の多くのお客様が来られている流れを当然こちらにも引っ張っていきたいという思いもありますし、もちろん逆の流れもあります。予定では12月中には工事を終えて、1月にプレオープンという形も担当課としては想定しておりますので、そういった意向も踏まえ、当然オープンの際にはアンケートも常時置いておき、開館時間であったり、設備であったりというような多様な意見を吸い上げていきたいと思っております。そういった意見の中で開館時間について御要望が多ければ、委員のおっしゃるとおり検討させていただければと思っています。

関矢委員　ぜひその辺、利用される方々の意見を聞いた中で、条例は今回これで設定をしたとしても、利用はもっと早いほうがいい、またコワーキングスペースの部屋を使ってワークをする人が方々がもっと早いほうがいいという御意見があれば、条例改正等を考えていただければと思います。

あと、この中で指定管理による管理の条項がありますけれども、今指定管理に出す予定は考えておられるのかどうか。

鈴木産業経済部副部長　1点目の部分につきましては、柔軟な対応の施設にしていきたい。使っていただいて価値が出る施設でありますので、そのようにしていきたいと思っております。

2点目の指定管理の関係ですが、現時点での想定はございません。今時点は、地域活性化起業人であったり、または地域おこし協力隊と、多様な人たちと行政が連携した中でどういう運営がいいのかというところを、一定期間は見た上で、次のステップとして考えております。一応条例上、今の段階では規定しているところです。

本田委員　11条の使用料の減免についてお伺いします。11条では市長が必要と認めるときは減額する、または免除という話であります。記憶が定かではないんですけれども、市長がいつぞやか、高校生が使用する場合は無料で貸し出します、という話がありました。これはまさしく11条をベースにやるということによろしいでしょうか。

鈴木産業経済部副部長　高校生、いろんな方たちからももちろん使っていただきたい。本会議でも少しお話ししたんですが、まず高校生の皆さんがお使いいただく部分については減免を考えたいというところで、この11条の適用を考えております。それ以外の皆さんについては、ここを一つのステップにして商店街に出て行っていただきたいというところがありますので、そういう方たちについては減免の適用ではなくて、そういった使用料も含めた収支の想定をしながらチャレンジをしていただけるような場所にしたいと考えております。

本田委員　もう1点お伺いしたいんですが、ここで授産施設の方々が、こういったところで就労活動とかしたらいいのかなと思ったりするんですけれども、そういった場合は市長の、

11条の言うような範疇に、障がい者の団体が活用する場合は適用になるかどうかをお伺いしたい。

鈴木産業経済部副部長　もちろん、冒頭で言った、使ってもらうための施設でございますので、その用途や団体の目的とかというところで実際に判断をさせていただければと思っております。根底としては、ここをステップに商店街に出て起業いただきたいというのが主旨の施設でございますので、全てをその定規で測るということではございませんが、申請をいただき、団体の目的であったり、概要を見定めた中で適正な適用をさせていただければと思います。

浅井委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第87号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第87号　魚沼市にぎわい創造拠点条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 88 号　魚沼市観光施設等条例の一部改正について

浅井委員長　次に、日程第2、議案第88号　魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

浅井委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　今回、スキー場の利用料の改定がなされています。その中で、これは本会議の説明の中で上限額だということですが、これは各スキー場の運営者がこの中で決定するということになっているかと思います。ちなみに、昨年までのこの3スキー場のシーズン券、小出の場合は3万円、薬師が3万円、須原が4万円の上限額ですが、各スキー場の実際の販売額というのは分かりますか。

浅井委員長　しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩 (10:12)

(休憩中、市長から委員会に熊出没の情報提供あり)

再　　開 (10:14)

浅井委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。引き続き質疑を行います。

関矢委員　昨シーズンの各スキー場のシーズン券の、実際の販売価格が分かったら教えてください。

鈴木産業経済部副部長　須原スキー場につきましては3万8,000円、小出スキー場につきましては2万6,000円、薬師スキー場につきましては2万円です。これは、先般の本会議で出た市内の子どもたちへの価格とは違いますので御留意いただければと思います。

関矢委員　市内の子どもたちの価格は分かりますか。

鈴木産業経済部副部長　薬師スキー場は1万5,000円、小出スキー場は1万3,000円、須原スキーにつきましては1万6,000円でございます。

関矢委員　分かりました、ありがとうございます。それで、特に私は子どもたちのことを心配するんですけれども、この補助金を見ますと2分の1、50%で上限1万円まで補助が出ています。ですので、1万円下でかなり安く子どもたちが滑れると思うんですけれども、今回この条例改正をしたときに、各スキー場の上限が6万円まで上がります。須原にしてみると2万円ほど上がっている。本会議の中で、料金を上げる方向で検討しているということですが、その中の補助金の値上げはまだ検討していないということでした。この辺について、実際の販売価格が幾らになるか分からないんですけれども、もしかして、倍にはならないかもしれませんが、なった場合の補助金の、子どもたちがしっかりとスキー場を利用できるということを鑑みて、補助率を上げていただきたいと思っているんですけど、これについてはこれから検討していくということですが、その辺についての考えがありましたらお願いします。

内田市長　もちろん、各スキー場が設定してからというところと遅くなるかも知れないんですけれども、今のうちにどういう、スキー場の価格が今シーズン始まる前に決定すると思いますので、予算は今年の予算があるわけですが、その中でどういう形がいいのか、また補正になるのか、そういうことを考えながら進めていきたいと思います。

鈴木産業経済部副部長　1点、スキー場のほうに動向について確認をしてきました。須原スキー場につきましては、現在の1万6,000円から2万円を今想定をしているところでございます。薬師スキー場については現状維持、小出スキー場については今協議中ということで、最高額となる須原スキー場は2万円、今の要綱ですと2分の1の1万円上限というところの、要綱改正そのものはしなくてもその範囲と。ただ当然、委員おっしゃるとおり、2分の1ですので、子どもの負担が2,000円は上がるところでございます。その辺は、補助を統括しています生涯学習課と協議しながら進めさせてもらえればと思います。

関矢委員　ぜひ地元の子どもたち、地元の市民もそうなんですけれど、やっぱりスキー場を利用していただきたい。そのためにはやはり行政側から行っていただくための補助金を出すというのが、私は一番スキー場の運営にもよいと思っていますので、ぜひその辺を酌んで検討していただきたいと思います。

内田市長　市内向けというか、大人も子どももそうですけれども、市外のお客様もいるわけですので、そういう方には早割ですとか、そういういろんな営業の手法を考えてもらって、魚沼市のスキー場で早割をすると今幾らだというのが分かるような宣伝も事業者の人からしていただきたいなとは思っています。

本田委員　具体的なところをお伺いしたいんですが、例えばナイター券、半日券、午前券とかいろいろあると思うんですけれど、そういったチケットに対してはどこに当てはめて考えていけばいいかを教えていただきたいと思います。

鈴木産業経済部副部長　半日券とか時間券の部分につきましては、今回の時間券、1時間当たりという表記のところになります。実際の運用として、須原スキー場さんは5時間券というものを例年販売をしております。逆に、小出スキー場さんにおいては4時間券というものをやっております。当然外から来るお客様、近隣のスキー場の動向も踏まえて、この辺は柔軟な対応をしたくて、あえてこういった条例の設定にさせていただいた経緯です。

です。そのときのニーズに合わせた時間設定、ただ上限1時間で割り返したときにこれを超えてはなりませんというような設定でお酌み取りいただければと思っております。

本田委員　確認ですけれども、ナイトー券については時間で考えると。照明のコスト云々とか、そういうのではなくて、時間券の中でやってくださいということですか。

鈴木産業経済部副部長　今、委員おっしゃられたとおりになります。ただ、夜のナイトー分がありますので。例えば、昼間の1時間券は1,000円だけど、夜のナイトーは1,100円だとか、その1,200円を超えない範囲で運営事業者がきちんと需要をつかんだ中での運用をしていくという形になります。前段として、指定管理施設でありますので、その要綱に基づいて、市にこういう料金形態で今シーズは臨みたいというのは、事前にいただくという手続になっております。

浅井委員長　ほかに質疑はありませんか。

関委員　お伺いしたいのですけれども、スキー場の再編も含めてですけれども、思い切った、前に一步踏み出したと感じています。関矢委員からも子どものたちのためにという趣旨に対して、私は非常に賛同するところがあるんですけれども、指定管理をしているわけですが、現在の指定管理料を含めて全て移行していくのか。また、添付資料の中にも会計の予算が出ていますけれども、指定管理料が変わっていないような数字が見られます。その推移についてお聞きしたいと思います。

鈴木産業経済部副部長　まずもって、スキー場は確かに指定管理制度にのっとった運営をしておりますが、現在指定管理料については、スキー場についてはお出しをしていない状況でございます。

関委員　では、再編に向けての、大変だということで指定管理の枠の中に組み込むということなんでしょうか。

鈴木産業経済部副部長　次の所管事務調査の部分にも関わってくるところでございますが、今ほど指定管理料はお出しをしていないということでありますけれども、索道、リフトであつたり、圧雪車といった整備の部分は行政のほうで今支援をさせてもらっている状況があります。そういったものも含めて、今後新たな組織づくりに対して、市としても一定の関わり方は検討していく予定としております。

関委員　その部分に対しては、科目の処理の仕方が違うということで理解していいんですか。

鈴木産業経済部副部長　どのような行政の支援をするかによって、当然今度は株式会社ですので、その経理上の勘定科目が変わってくる部分もあるとは思いますが。

浅井委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第88号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第89号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正について

浅井委員長　日程第3、議案第89号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正についてを議題とい

たします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

浅井委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 これは、ガスも水道も下水道も共通しているんですけれども、市の災害時に市内の指定業者が動けないという状況を想定した中の変更だと思うんですけれども、この場合、ガスで言いますとガス導管事業者、許可を持っている業者であればどなたでも使えると解されるんですけれども、この辺についてその選定はどのように考えていられますか。

小島ガス水道局長 当然、ガス等の資格がある方が外からいらっしゃるので、それをもってほかの事業者で仕事している方であれば、市内では活動していただけたと考えております。

関矢委員 今の局長の話だと、市内という話でしたけれども、市内の業者はほぼ動けないだろうということを想定して市外、県外、地震になるとこの近隣が全て駄目だと思いますので県外という形になろうかと思えますけれども、そういう場合の選択と言いますか、業者選定はどのようにして行うのでしょうか。

小島ガス水道局 そういった場合については、市で選定を行うというよりも、応援していただける方、来ていただける事業者のほうで適任とされる方を呼んでいただけたと思いますので、その方たちも、当然状況を見ながらではありますけれども、緊急事態でありますので、そういった場合については受け入れさせていただきたいと考えております。

関矢委員 あらかじめ各自治体との連携協定を結んでいれば簡単にできるかと思うんですけれども、今までの事例で言いますと、当市もガスとか水道で応援に行ったかと思えますけれども、こういうのはそこで、その自治体がもうどうしてもできないから全国版みたいに広報して、助けていただける自治体があればということで、手挙げ方式みたいな形になるんですか。それとも、緊急ですので、あらかじめ予定をしておかないとなかなかすぐにできない状態もあるかと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがですか。

小島ガス水道局 今まで能登半島でも、魚沼市からも給水車ではありますけれども援助に行った経験があります。そういう場合についても、大体ガス協会とか水道協会とか、そういう取りまとめをしていただけたような協会もありますので、そこを通じて応援いただける業者については受け入れられるようにしている場合が多々あります。魚沼市では中越地震がありましたが、その際は内管工事を市外業者に施工いただくという事態は発生はいたしませんでしたが、今後大きな地震があればそういった可能性もありますので、それぞれ協会を通じての応援要請等で、そういう内管工事業者も来ていただけたと思いますので、そこで協議等してまいりたいと考えております。

内田市長 防災安全課がないので定かなことは言えないんですけれども、ガス協会ですか、水道協会とか、下水道協会などそれぞれの協会があって、それで県の指示と言いますか、県が要請等をしてそこから派遣されてくるという場合もある。こっちにも要請が来たら派遣される場合もある。そのほかに姉妹都市だからとか、いろんなことがあって行く場合もありますけれども、基本的にはそういう協会を通じてと言いますか、県を通じてとか、国からとか、規模にもよるんでしょうけど、そういうことになっていると思います。

浅井委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議な

しと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第89号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第89号 魚沼市ガス供給条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。ガス水道局からの説明は以上となりますので、退席していただいてもよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは退席願います。お疲れ様でした。（ガス水道局退席）

（４）所管事務調査

① スキー場組織編制協議会の最終報告について

浅井委員長 続きまして、日程第４、所管事務調査、①スキー場組織編制協議会の最終報告についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長 私からスキー場組織編制協議会の最終報告を、市長にした関係の報告について、資料を含めて説明をさせていただきます。0410フォルダをお開きください。先般８月19日の当委員会でも最終報告書の案という形で御説明をさせていただいたものになります。それにつきまして、その際に委員会の御意見を頂戴し、21日にスキー場編制協議会においてその意見の取扱いについて協議し、一部変更となっておりますので、その部分について説明をさせていただければと思います。

（資料「人と四季がかがやく雪のくに」における持続可能な組織体制による魚沼市スキー場存続への検討について（最終報告）」により説明）

今後の動きになりますけれども、この最終報告書が仕上がりました。９月25日にスキー場編制協議会の最後の会を持ちたいと考えております。その場所には、新たな組織づくりに向けた、今まで協議に入っていなかったこれからのメンバーという方もお声がけをしていく会としております。その場におきまして、別の議会で提案を予定しております令和８年、９年の２か年の指定管理の提案の先の、令和10年以降の市としてのスキー場への関わり方について、一定の方針につきまして市長からお話をいただく会としたいと思っております。その後は、そういった内容を踏まえて、新たな組織づくりの皆様と行政の関わり方というところは協議を進めていく形になりますけれども、現時点での予定では、この最終報告書をもって、別の定例会において２年間の指定管理のお願いを提案させていただきたいと考えておりますし、編制協議会において１年前倒しで新組織をつくっていく形になりますので、予定どおり設立となった際には２年目につきましては指定管理者の変更の提案をさせていただきたいという流れになっています。令和10年以降につきましては、今ほど申し上げた９月25日に、どのように、どんな組織づくりをしていくのか、併せて行政の関わり方を市長を交えながらお話をする会としてスタートしていくところでございます。以上です。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

志田委員 新しく決まる社名について６つほど候補が挙がっています。「やまあそび」から「Greenity（グリニティ）」という、前にも後ろにも株式会社がつくという会社名ですが、３つのスキー場があります。今は、須原スキー場、小出スキー場、薬師スキー場。そのの

3つの名称に関しては、その一くくりで会社の名前で記名するのか。あるいは、株式会社何々須原スキー場みたいな、今まで使っていた名称を加えていくのか。そこら辺はどういうことを考えていますか。

鈴木産業経済部副部長　まず、ここの候補については会社名になりますし、ゲレンデ名はそのまま継続するのか、新組織において、例えば愛称を公募してスキー場名を変えるのか。この会社名が必ずしもスキー場名に冠でついたりとかということではないという認識であります。

志田委員　やはり新しく会社ができ、これから地域の皆さん、それから新潟県内外に周知しなければいけないその名前はものすごく大事だと思いますので、そういった意味でも今まである須原スキー場、あるいは小出スキー場、薬師の名称が分かりづらくなならないような、そういう名前を考えていただければと思っております。よろしくお願いします。

内田市長　名前も大事というのは分かりますし、経営戦略の一つですので、ここでどうかということではなくて、経営するトップをはじめ経営陣が考えることだと思います。

関委員　先ほどの質問に関連するのですが、3か年収支計画がございます。そこに営業売上ということで指定管理料が出てきております。現在、指定管理料については納めていないというお話でした。そして、施設の維持等々に関する資産についての修繕等々については市のほうでやるような話だったんですけれども、ここで出されている指定管理料、これについての想定する数字というのはいかなるものを想定しておりますか。

鈴木産業経済部副部長　今ほど委員の御指摘の指定管理料につきましては、0411フォルダの2ページの新組織体制図を御覧いただければと思います。今ほどの御指摘の指定管理料につきましては、例えば温泉事業部のところに書いてありますこまみ、これは観光施設で日帰り温泉施設になります。その下の、ここでは通称の白石荘となっておりますが、実際には守門高齢者センター、これは介護福祉課所管の施設になりますけれども、スキー場そのものの指定管理料は現時点も出していないところですが、この温泉部門であるならばこまみや守門高齢者センターにつきましては指定管理料を出して、施設の管理運営を行っていただいております。それ以外に、公園・スキー場事業部に記載のあります、その欄の中で一番右側の小出公園という記載があるかと思います。こちらについては、都市整備課所管の都市公園の小出公園の管理を指定管理料を支出しながら、今時点は小出のNPOに管理をお願いしている。こういったスキー場とは違う部門の指定管理施設を新組織において担ってきたいという事業計画でありますので、スキー場以外の指定管理部門の指定管理料が3か年の収支計画に載っているということでもあります。

関委員　分かりました。そうすると、ここに掲げている収支計画の中にある指定管理料は、スキー場事業部には組み込まれていないという認識でよろしいですか。

鈴木産業経済部副部長　その認識のとおりでございます。

関矢委員　ようやく新体制が固まって、これから民間でという話になるかと思うんですけれども、今の説明でいくと令和8年、9年は指定管理でやって、10年以降については今後、25日から新しい組織の中で行政側も関わってどうやるのかという話し合いがされるかと思っています。そういうことにつきまして、今後議会もそこに関わっていかなければならないと思っていますので、25日の話し合い以降、今後どういう運営体制になるかということについては逐次委員会に報告をしていただいて、私どもも調査させていただきたいと思っております。

のでよろしくお願いいたします。

鈴木産業経済部副部長　これからの行政の方針を示していく上でも、議会の皆さんの御理解も頂戴しなければならない部分も当然多々あると思いますので、適宜報告はさせていただきたいと思います。

浅井委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わります。それでは、本協議会はこれが最終報告になりますので、本件については以上といたしますが、適時報告をいただくということで答弁をいただきましたのでそのように進めていただきたいと思います。

本田委員　各委員の皆さんのお考えみたいなものを、もしよかったらお聞かせいただきたいと思いますんですけども。いわゆる議員間討論になるかどうか分かりませんが。

浅井委員長　しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（10：43）

（休憩中、自由討議）

再　　開（10：50）

浅井委員長　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま委員の間にいただいた意見は、委員長において取りまとめることとしてよろしいでしょうか。(異議なし)

それでは、本件については、執行部のほうから適宜報告を願いたいと思います。

（6）閉会中の所管事務等の調査について

浅井委員長　それでは日程を変更して、日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

（7）その他

① 性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入除雪機械の性能試験結果について

浅井委員長　日程第7、その他を議題といたします。初めに、①性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入除雪機械の性能試験結果についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長　それでは、0710の資料をお開きください。性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入の除雪機械の性能試験結果がまとまりましたので、今後の対応も含めまして建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

星建設課長　（資料「性能試験で不適切行為のあった新潟トランスス(株)納入除雪機械の性能

試験結果について」により説明)

浅井委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　NR301 について伺います。今後の対応というところで、メーカー負担というお話がありますが、チェーンプロケットは容量の大きいものにするということはそれなりに負担がかかると思うのですが、今回はメーカー負担だけでも、その後の定期交換とか、整備とか、そういった場面はどうなりますか。

星建設課長　今回の機能、不正行為があったということで改良する部分については当然メーカー負担ですが、それ以降故障が出た場合につきましては、基本的にはこちらの負担で改修をするということになると思います。

本田委員　ブロワ側を使うということは、その他の多分駆動とかそういうところだと思うんですが、多く配分することはそっち側が今度少なく配分されるというふうに素人ながら考えるんですが、その辺の操作的なところの扱いにくさというのは出てくるのかなと思うのですが、そういった報告はないですか。

星建設課長　改修後の運転のニュアンスというか、細かい操作というか、そういった部分までメーカーのほうから報告等は来てございませんけれども、メーカーとしてはブロワとオーガの出力の配分を微妙に調整しながら最適な機能になるように改修を実施すると聞いております。

本田委員　今回、こうやって仕様を超えたから良しとすると思うんですが、いいんですけれども、仮に、NR301 についてですけれども、「ブロワはよくなったけど全体的なパッケージングとしてちょっと」というときには、またクレーム対象になるのかなと思うんですが、その点についての考え方を伺いして終わりにします。

星建設課長　明らかに改修後に使用の具合が前と違って機能がちょっと落ちたとか、そういったことが感じられればまたメーカーにその旨を伝えて、適切に対応してもらうようにしたいと思っております。

関矢委員　3 台改修をやるわけですが、当然今冬までには間に合うということでよろしいでしょうか。

星建設課長　今冬の除雪にはちょっと間に合わないそうなので、来年度になってから改修を始めると聞いております。

関矢委員　この NR301 は 3 台あるわけですが、何年ぐらい稼働していましたか。

星建設課長　2 台が平成 23 年度に購入したものです。もう 1 台が平成 24 年度に購入したもので、14 年から 15 年経過しております。

関矢委員　大分時間がたった機械で、メーカー側のミスというものが発覚してからこういうことになったんですけれども、この間仕様値に達しているかどうか、そんなに作業していても分からないぐらいな数値だったと私は思うんですが、その認識でよろしいでしょうか。

星建設課長　委員お見込みのとおりのようなことかなと思っております。

関矢委員　そうすると、今後これを直したとしても、そう性能が上がったとか性能が下がったとか、分からないままもう十何年使っているの、すぐ終わるのかなという感じがしますが、先ほど本田委員が言われたように、改修したことによって逆に能力が落ちたしまったということであれば、それはクレーム対応だと思うんですが、その辺だけ

しっかり認識されていると思うんですけども、いかがですか。

星建設課長 明らかに性能が変わっていたということであればクレームとして申し出て、適切に対応してもらおうと思っております。

浅井委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。

これで質疑を終わります。本件につきましては、以上といたします。

坂大議会事務局長 事務局からお願いがあります。熊の対応もありますし、以後の日程については議会内部の話になりますので、ここで執行部の方からは退席いただく形で、一旦ここで執行部側と委員の皆さんから質疑とか、発言があれば受けた上で、進めたいと思いますがいかがでしょうか。(「プレミアムがある」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部のほうから協議事項や報告事項等はありませんか。

内田市長 私はありません。

浅井委員長 委員の皆様から市長に対しありませんか。

関委員 1点だけ。今、熊の問題が出ていますけれども、9月1日から法令が変わりました。

そして、駆除の方法も若干変わったような気配がするんですけども、その最終的な判断をするのは、現場なのか、市長なのか、どうなんでしょうか。

内田市長 ここにいても連絡が入ります。常に現場にいるということではありません。ただ、銃撃することが目的ではなくて、人間を救うということが目的ですので、何もないうちは山に帰っていただくのが原則でありますので、むやみに撃てとか、そういう指示はなるべくしないようにと、そういうことだと思います。

関委員 過去の熊の駆除に対するいろいろなことがございました。当時、水平射撃については市内では駄目だということでもございました。今回、安全確保すればオッケーというような、しかしながら現場の判断に委ねるところがあります。もし職員が現場主義であるならば、その判断を委ねるときに、そこにいた狩猟する人たちにあまり負担のかからないようなやり方が私はいいいのかなと思っています。ぜひともその方向に向けて御検討願いたいと思います。

内田市長 そのようにしますけれども、現場には警察がまず一番先に行きますので、警察の方が今までいろんなことをやっているわけですので、その中でどうしてもまち中で水平というか、なるべく上から撃てば地面に弾痕がいくわけで、そういうところの判断は警察との状況判断の中でやるわけですので、むやみにそういうことはどこの自治体の首長もそういうことだと思います。なかなか貫通する弾がどこへ飛び出るか分からないような状況の中でありますけれども、私も手を挙げて聞いたときは、では人間が襲われていてそこにまだ熊がいたら撃てないのかという話も、いろんな場面があると思うんですけども、そういう麻酔を撃てる方が近くにいるとか、いないとか、いろんなことがあります。今も1時間たっていますので、十日町から麻酔を撃つ方と呼べるのか、呼べないのか、そういういろんなことがありますので、そういう中で判断させていただきたいと思います。

浅井委員長 ほかに委員のほうからよろしいでしょうか。(なし) それでは、ここで市長からは退席をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

会議の途中ではございますけれども、休憩とさせていただきます。

休 憩（11：06）

（休憩中に、市長、建設課長退席）

再 開（11：15）

浅井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

② その他

浅井委員長 それでは次に、日程第7、②その他に入ります。

委員長から委員の皆様へ1点連絡をさせていただきます。第三次魚沼市総合計画（案）について、現在パブリックコメントが行われていますが、基本構想については全般的に、所管外の部分も可能ですけれども、基本計画については本委員会所管部分について、御意見等がありましたら9月19日金曜日までに、様式は問いませんので事務局に御提出いただきますようお願いいたします。資料は、スマートディスカッションの情報提供の中、4番パブリックコメントに格納されていますので御確認をお願いします。定例会最終日、本会議終了後に全員協議会を予定しており、そのときに計画（案）について協議することになっておりますのでよろしくお願いいたします。

執行部から、協議、報告事項等はありませんか。

・プレミアム付商品券アンケート結果

鈴木産業経済部副部長 1点、お願いをしたいと思います。令和7年の3月から取組をしておりましたプレミアム付商品券事業につきまして、その事業の効果、検証と併せまして、今後の施策につなげるために、市民向けと加盟店向けのアンケート実施をしております。その調査結果がまとまりましたので、担当課長から報告をさせていただきたいと思います。

小幡商工課長 （資料「R6～R7 年度実施 魚沼市プレミアム付商品券事業に関するアンケート調査報告書」により説明）

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員 会計年度的には6年度になりますので決算のほうでも通告しましたけれども、一番知りたいのはお金の流れなんですけど、そこはデータは把握しておりますでしょうか。例えば業種ごとに、建設業にどのくらい、小売業にどのくらい。アンケート結果では、回答をいただいた方々から、ページ8になりますが、いただいておりますけれども、実質どのくらいの金額がどの業種に動いたかというのを知りたいんですが、分かりますか。

小幡商工課長 業種別の換金額につきましては、小売業、それから飲食業、サービス業の3業種で全体の95%を占めているという結果であります。ちなみに、小売業が61%で一番多くなっておりますし、飲食業が続いて20.1%、サービス業が13.2%となっております。換金先としましてはスーパーマーケット、それからコンビニエンスストアが上位を占めているという結果になっております。

本田委員 ありがとうございます。詳しく知りたいんですが、サービス業というのはどういう業種か教えていただきたいです。回答いただいたサービス業は、例えばどういう方ですか。

鈴木産業経済部副部長 詳細は調べますが恐らく、例えば道の駅であつたりとか、ガソリンスタンドだとかというところも3次産業としては入ってくるのかなと、推察で申し訳ありません。8ページの主な業種というところを見ていったときに、宿泊や旅館業がしっかりとわれておりますので、あえてサービス業から外してあります。これ以外であれば日帰りの温泉施設だつたりとかというところかなと。すみません、推察で申し訳ありません。

関矢委員 発行総額と冊数ですけれども、2万6,350冊、これは全世帯が2冊まで購入する冊数ではないですよ。何%くらい見て、この2万6,350冊を設定したのでしょうか。

小幡商工課長 事業開始の人口を確認して、それで間に合うように設定をしたというところであります。

関矢委員 間に合うようにということは、1世帯2冊まで購入できるとなっていますので、世帯数掛ける2冊で2万6,350冊ということでしょうか。

小幡商工課長 そのように認識しております。

関矢委員 そうしますと、この販売率が83.6%、2万6,350冊のうち2万2,030冊が売れたということいですが、この購入の中には、世帯で自分が動けないので全然買わないことも考えられますし、また1冊5,000円ですので2冊買うと1万円になって、そこまでのお金がないので1冊にしたとかというのがあるかと思いますが、その辺の統計というのはどうなっていますか。

小幡商工課長 その辺の具体的な購入の検討につきましては、このアンケートでは測りかねるところがあります。

関矢委員 アンケートではなくても、実際のところ、動けない人は買っても買い物に行けないからというのもあるのか分からないんですが、人に頼んで買ってもらうこともできるんですが、そういう人たちがいるのか、いないかというのも少しは把握して、そういう人たちが今度これがまた出たときにどうやったら購入できるのかとか、どうやったら使えるかというの、少しは検討していかないと少し不平等があるかと思います。データを見た中で、今後御検討いただければと思います。

小幡商工課長 その辺はまた調査研究をして、もし次の事業があれば検討してみたいと思います。

浅井委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上といたします。ほかに執行部から協議事項等はありませんか。

・事務処理誤りについて

星産業経済部長 前回の産業建設委員会におきまして報告をいたしました、農地中間管理機構経由で貸し付けした農地に対する固定資産税の軽減措置に対する事務処理誤りにつきましては、調査に時間がかかっておりまして、まとめ次第委員会に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。本件につきましては、以上といたします。ほかに執行部から協議事項等はありませんか。

・賃料等請求調停事件（須原スキー場賃貸借契約）に係る経過報告について

鈴木産業経済部副部長　私のほうから1点お願いしたいと思います。今までも委員会で経過報告をさせていただきました、須原スキー場の元駐車場の調停事件の関係の、その後の動きについてであります。復田計画につきましては、御報告のとおり先方と合意がなされておるところですけれども、それに向かつての入札が9月4日に行われました。地元でもあります株式会社大平組さんが落札者として入札になっておりますので、今後当初の合意を結んだ計画に基づいて復田工事をしていくということになりますので、御報告をさせていただきます。

浅井委員長　この事項につきましては報告ですので、以上で終了としたいと思います。

（４）所管事務調査

② 行政視察について

浅井委員長　日程第4、②行政視察についてを議題といたします。0420ファイルを御覧ください。前回の委員会でお示した案を基に調整しました結果、別紙「行政視察行程表（案）」のとおり、日時、視察先等が決まりましたので御予定をお願いいたします。日程は、11月12日水曜日から13日木曜日まで。視察先は、11月12日が甲州市で、「ワインツーリズムやまなし」ブランディングの取組について。11月13日が小諸市で、産学連携について、ワインのブランド化について、まちづくり包括連携協定に係る農業振興事業について、鹿肉ペットフードの商品化についてを予定しております。

なお、これらについて委員の皆様から具体的な質問事項を挙げていただきたく、今月中に事務局に提出をお願いいたします。全委員に事務局から質問表をメールいたしますので、そこに入力して事務局に送ってください。

宿泊場所は、甲州市のぶどうの丘です。移動手段は中型バスを手配し、経路は今後業者と詰めていくこととしております。私からの報告は、以上です。

（５）今後の所管事務調査について

浅井委員長　次に、日程第5、今後の所管事務調査についてを議題とします。0500ファイルを御覧ください。第6期産業建設委員会からの申し送り事項として、別紙のとおり示されています。事業が継続しているものが主になりますが、委員の皆様から御確認いただき、また執行部においては動きがあったら適期に当委員会に報告いただきますようお願いいたします。このほかに調査したい案件がありましたら、委員長までお申し出いただきますようお願いいたします。今後の所管事務調査の参考とさせていただきます。

最後に、委員長から事務連絡をいたします。私から2点お願いをいたします。1点目は、今年度の議員研修について、受けてみたい事項、講師等がありましたら、今月中に委員長

までお申し出ください。研修の時期は、冬期を予定しております。

2点目は、新年度予算について、委員会として予算措置を希望したい案件等がありましたら、今月中に委員長までお申し出ください。それぞれいただいた御要望等は次の会派代表者会、正副議長・委員長定例会議で協議させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに協議事項等はありませんか。(なし) なければ、本日の会議録の調製につきまして委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これにて閉会いたします。

閉 会 (11 : 32)

産業建設委員会

委員長 浅井 宏昭